

※境界図閲覧にあたっての注意点

1 索引図内の境界図の表示は、**区道及び環境土木部所管の私道のみ**の表示となります。国道、都道及び環境土木部所管外の区有地の境界図に関してはそれぞれの所管部署に問い合わせ願います。

2 確定点（P点）の表示がない境界図に関しては、索引図の矢印の範囲が確定範囲になります。

3 下記の土地に関しては地籍調査（官民境界等先行調査）を実施しています。

- ・新川一丁目
- ・明石町
- ・築地七丁目
- ・佃二丁目、三丁目
- ・月島一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
- ・勝どき三丁目、四丁目、五丁目、六丁目

上記の土地は土地境界図が無い場合でも、地籍調査実施時に土地所有者が立会いを行い、官民のラインについて確認していれば、土地境界図に代わる境界を示す資料を証明書として、中央区役所環境土木部管理調整課道路台帳係（5階）の窓口で、お出しすることができます。詳しくは下記のページでご確認ください。

【中央区ホームページ／地籍調査】

中央区トップページ > まちづくり・環境 > 道路・橋りょう > 道路の管理 > 地籍調査

https://www.city.chuo.lg.jp/a0034/machizukuri/dourokyouryou/dourodaichou/dokanri_20090812163305671.html

4 協議書（境界図）取り交わしが直近 **3 か月以内**の境界図はシステムに反映されていない可能性があります。システム更新前の最新の境界図については、中央区役所環境土木部管理調整課道路台帳係（5階）の窓口にて対応します。

5 索引図の公図の形状は、**2024 年 4 月時点**の形状となります。合筆分筆等により、最新の公図の形状と差異がある場合があります。